

## 長野原高等学校 生徒の心得・校則

長野原高校生である前に日本国民として、また一人の良心ある人間として、すべての国内法令を遵守し、社会生活におけるマナーの向上に努めること。また、長野原高校の生徒として次の校則を守り、自らを律し（我慢し）、自己の成長の一助とすること。

### 1 生活指導に関する校則

(1) 次の行為はしてはならない。

- ・いじめ、不良グループへの加入、喫煙、飲酒、二十歳未満の者との飲酒、喫煙の同席。
- ・煙草、ライターの所持、授業妨害、他者への暴言・暴力、無断外泊、SNSへの不適切な投稿（詳細についてはHR等で説明する）。

(2) 欠席、遅刻、早退について（別図－3を参照）

欠席や遅刻の場合は必ず保護者が学校に連絡すること。特に気のゆるみから生じる遅刻については、回数がかさんだ場合は指導となる。早退した場合は帰宅直後に学校に連絡すること。

(3) 携帯電話・スマートフォンについて

- ・朝のSHRから帰りのSHRが終了するまでは使用しない。放課後の使用は教室内でのみ可とする（電源を切って鞆またはロッカーに入れておくこと）。
- ・ネットでのルールやマナーを守ること。（SNS等で誹謗中傷等の違反があった場合は指導とする）。

(4) アルバイトについて

- ・1年生は原則として、夏休み前は認めない。
- ・アルバイトを希望する生徒は、必ず「アルバイト届」を提出すること。
- ・別途に定めるアルバイト規定（HRやアルバイト開始前に説明する）を守ること。

### 2 服装・頭髪に関する校則

服装・頭髪は、質素・清潔を旨とし、高校生としての品位を保つように努めること。

(1) 男子の服装（別図－1参照）・頭髪

① 制服：本校指定の学生服（上着、ズボン）とし、下には白のワイシャツを着用する。

ア) 5月1日～10月31日は上着を省いてもよい。

イ) 上記期間は指定のポロシャツを着用してもよい。（式典時はワイシャツを着用する。）

ウ) ワイシャツ・ポロシャツのみで登校する場合で、下着にシャツ等を着るときは白で無地または小さなワンポイントのものを着用する。

エ) 防寒用に学校指定のセーターを着用する際、通学時には上着を着用すること。

② 靴：派手でないものとする。

③ 靴下：白、黒または紺のソックスとする（ワンポイントは可）。

④ 頭髪：前髪は目にかからないようにし、パーマ・脱色・染色等は禁止する。規定に違反しない場合でも、奇抜な髪型や極端な髪型はしないこと。

⑤ 鞆：華美でないものを使用。

(2) 女子の服装（別図－2参照）・頭髪

① 制服：本校指定の制服（上着、ベスト、スラックス、スカート、シャツ、リボン、セーター）を着用する。

ア) 5月1日～10月31日は上着を省いてもよい。

イ) 上記期間は、リボンを省くことができる。（式典時はブラウスを着用する。）

ウ) ブラウス・ポロシャツのみで登校する場合で、下にシャツ等を着用するときは白で無地または小さなワンポイントのものを着用する。

エ) 防寒用に学校指定のセーターを着用する際、通学時には上着を着用すること。

② 靴：派手でないものとする。

③ 靴下：白、黒、または紺のソックスとする（ワンポイントは可）。ストッキング・タイツはベージュ・黒を着用する。（オーバーニーやレッグウォーマー等は禁止）。

④ 頭髪：前髪は目にかからないようにし、パーマ・脱色・染色等は禁止する。規定に違反しない場合でも、奇抜な髪型や極端な髪型はしないこと。

⑤ 鞆：華美でないものを使用。

注：式典・・・入学式、卒業式、開校記念式典等

(3) 外衣類

コート類：オーバー・ハーフコート・レインコート・ジャンパーの色は華美でないものとする。

- ア) パーカー、カーディガンは禁止する。
- イ) 革ジャンパー、それに類似したものは禁止とする。
- ウ) 判断がつきにくいものは担任・係との相談の上、決定する。

(4) 校章・ボタン：所定の場所につける。

(5) 上履き：指定のものとする。

(6) その他

- ① 指輪、ネックレス、ピアス等の装身具は付けない。
- ② 化粧はしない。
- ③ やむを得ず規定外の服装をしなければならない場合は、異装届を提出して許可を受ける。その場合は体育着に着替える。
- ④ 体育着を着用の場合は、学校指定のものとする。
- ⑤ 違反の制服等は係が保管することがある。

(7) 上記について違反した場合

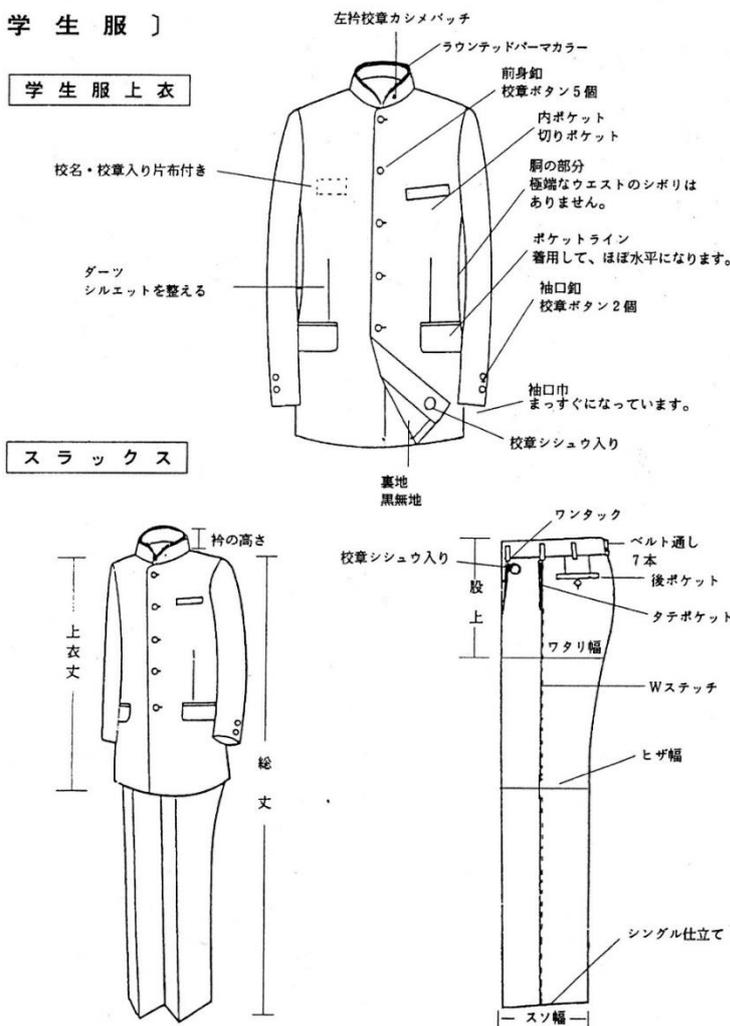
指導された者は速やかに指導された事項を改善すること。

### 3 校則の改定について

本校則を変更する必要がある場合は、生徒会が中心になって教員との協議を始める。

別図-1

〔 男子 学生服 〕



別図-2

〔女子学生服〕

- 上 着／ 本校指定のブレザーを着用（校章バッジ）  
チャコールグレーの3ボタンプルザー
- スカート／ 本校指定のスカートを着用（夏用・冬用）  
エンジ系チェック パネルプリーツ
- シャツ／ 本校指定のシャツを着用（刺繍付 冬用・夏用）  
グレーオックスフォードレギュラーシャツ
- リボン／ 本校指定のリボンを着用  
エンジ系ストラップ蝶型リボン
- ニットベスト／ 本校指定のベストを着用（刺繍付）  
紺系10ゲージ 抗ピリング加工
- ニットセーター／ 本校指定のセーターを着用（刺繍付）  
グレー系7ゲージ 抗ピリング加工
- スラックス／ 本校指定のスラックスを着用（夏用・冬用）

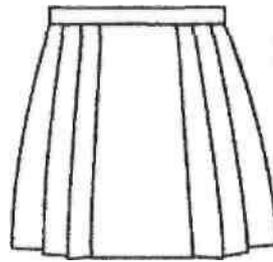
ブレザー（校章付き）



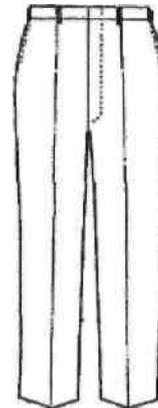
リボン



スカート



スラックス



ニットベスト（刺繍入）



ニットセーター（刺繍入）



刺繍デザイン



長袖シャツ（刺繍入）

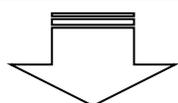


半袖シャツ（刺繍入）



## 学校に遅れたり休んだりするときは...

学校ホームページから保護者ページにログインし、  
出欠連絡フォームから欠席連絡をお願いします  
学校ホームページ：<https://naganohara-hs.gsn.ed.jp/>  
電話：0279-82-2388

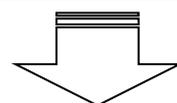


保護者から学校へ Google  
フォーム・電話連絡する

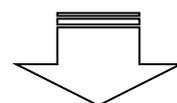
※本人からの連絡は原則認めない

※定期考査中は原則として  
保護者からの電話連絡とする

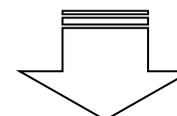
※必ず、保護者より連絡を  
してください(8:20まで  
をお願いします)



保護者からの  
連絡がないとき



学校から家庭  
へ連絡



家庭と連絡が取れ  
ないときは、  
家庭訪問をする。

## 4 通学・交通に関する校則

### (1) 自転車通学規定

- ① 次の条件を満たすものについては、所定の手続きを経て自転車を利用しての通学を許可する。
  - ア) 自宅から学校・最寄りの駅もしくはバス停まで利用する者。
  - イ) J R長野原草津口駅から学校までの使用は許可しない。
- ② 自転車通学の許可を受けたい者は次の書類を提出する。
  - ア) 自転車通学許可願
  - イ) 自転車点検表
  - ウ) 自転車保険の加入者証の写し
- ③ 提出書類の確認後、許可及びステッカーを購入する(200円)。許可を受けた者は安全運転に心掛け、特に次の事項を厳守すること。
  - ア) 交通法規を遵守し、2人乗り等をしない。
  - イ) ヘルメットを必ず着用する。
  - ウ) イヤホンでの音楽等を聞きながら運転はしない。
  - エ) 整備不良の自転車を運転しない。
  - オ) 自転車は貸借しない。

### (2) 自動二輪車等の運転免許取得規定

自動二輪車等の運転免許取得を希望する生徒は、担任、学年主任と保護者同伴で面談を行い、保護者の同意の下、学校に「運転免許取得許可願」と「入所許可願」を提出する。乗車については、保護者が責任を負う。

自動二輪車の通学は認めない。

### (3) バイク通学規定

次の条件を満たす者については、「原付通学許可者」として原動機付自転車(原付)を使用しての通学を許可する。

バイク通学を希望する生徒は毎年2月までに担任に相談すること。

#### ① 原付通学許可の特例

- ア) 最寄りのJ R駅またはバス停までとし、片道4 km以上で自転車通学が困難と思われる者。
- イ) 公共の交通機関の利用では、通学に支障があると認められる者。
- ウ) 公共の交通機関の利用が極度に家計を圧迫し、就学が困難と認められる者。

#### ② 手続き

- ア) 「原付通学許可者」を希望する生徒は、保護者連署の上「運転免許取得許可願」を校長に提出する。
- イ) 校長は、「原付通学許可者」と認定した者に対し「運転免許取得許可書」を交付する。
- ウ) 「原付通学許可者」は、運転免許試験の手続きの際、この許可書を提出する。
- エ) 校長は、運転免許証および使用する原付を確認の上、「原付通学許可者」に対し「通学許可証」を発行する。許可証は、免許証とともに常に携帯する。

#### ③ 許可を受けた者は、法令を遵守し、次の事項を厳守する。

(※法令の遵守・・・2人乗りはできない。ヘルメットをかぶる。自賠償保険に加入するなど。)

- ア) 排気量は50cc以下とする。
- イ) 1年生はバイク通学を認めない。
- ウ) 原付は賃貸しない。
- エ) 任意保険に加入する。
- オ) バイク通学は最寄りのバス停・駅までとし、校内への乗り入れは認めない。
- カ) この規定に違反したときは、通学許可の停止・取り消しを行うことがある。
- キ) 冬期のバイク通学は認めない。

### (4) 普通自動車運転免許証取得規定

- ① 取得希望者は、「入所許可願」を提出し、校長の許可を受け、所定の手続きを経て教習所に入所する。乗車については、保護者が責任を負う。
- ② 入所の許可条件  
満18歳になる2ヶ月前から入所可。
- ③ 教習中の厳守事項

- ア) 学業成績や生活態度の低下を招かぬように努力する。
- イ) 定期考査一週間前から定期考査終了まで教習停止とする。
- ウ) 教習所に通うことによる欠席・欠課・遅刻・早退は認めない。ただし、特別の事情（入所式・仮検・卒検）のときは事前に担任に申し出ること。
- エ) 教習所への通所方法や服装・言動・人間関係には、十分注意すること。
- オ) 家族・知人等の車による練習は絶対にしないこと。
- カ) 厳守事項に違反した場合は、一定期間の教習停止を行うことがある。
- キ) 普通自動車の通学は認めない。

## 5 特別指導について

法令や校則に違反した場合は特別指導を行う。